

おもてなし条例

(泉佐野市における滞在の促進及び受入環境の整備に関する条例)

おもてなし条例の目的

泉佐野市への来訪及び滞在の促進・観光旅客の宿泊施設の確保・雇用機会の創出
= 地域経済の活性化と市民福祉の向上

1. 宿泊施設設置奨励金 (対象：宿泊施設の新設等をする事業者)

<条件>

- 市内に客室が30室以上を有する宿泊施設の新設等をする事
- 新規常用雇用者を5人以上雇用していること

<奨励金>

客室数・コンベンションホールの総面積・規則に定める設備の該当数に応じた合計額

<例>

- ①客室数300室
 - ②1,000㎡のコンベンションホールと複数の宴会場
 - ③ダイニングレストランとラウンジ
 - ④スパとフィットネス
 - ⑤プールサイドバーを有する娯楽用室内プール
 - ⑥コンシェルジュデスク
- などを有する場合

最大1億円

2. 雇用促進奨励金 (対象：宿泊事業者)

<条件>

- 事業開始日までに市内に住所を有する新規常用雇用者で、当該事業の開始日から6カ月以上継続して雇用されるものを5人以上雇用していること
- 上記1の奨励金を受ける宿泊施設であること

<例>

市内雇用者：34人（うち障害者5人を含む）の場合

最大1500万円

3. 利子補給金 (対象：宿泊事業者)

<条件>

- 市内に住所を有する新規常用雇用者を5人以上雇用していること
- 上記2の奨励金を受ける宿泊事業者であること

支払い利子の1/5 × 事業開始月から60月
(月額上限25万円)

最大1500万円

※申請される方は、条件やその他詳細について条例・規則を必ずお読みください。

《問合せ先》

泉佐野市 成長戦略室 おもてなし課

住所：〒598-0048 大阪府泉佐野市りんくう往来北1番地りんくうタウン駅ビル東棟2階

TEL：072-447-8126 FAX：072-447-8125 ㊚：omotenashi@city.izumisano.lg.jp

泉佐野市HP：https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/seicyou/omotenasi/menu/omotenashi.html

